

大和市公告第48号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、大和市街づくり計画部建築指導課において一般の縦覧に供する。

平成31年4月22日

大和市長 大 木 哲

指 定 年 月 日	指定番号	指定した道路の位置	幅 員 (m)	延 長 (m)	申 請 者
平成31年 4月18日	大和市指令 (建指位指) 第31-1号	大和市下鶴間乙九号 2793番28及び 31	4.00	27.095	大和市下鶴間2971 番地 瀬沼 タツ